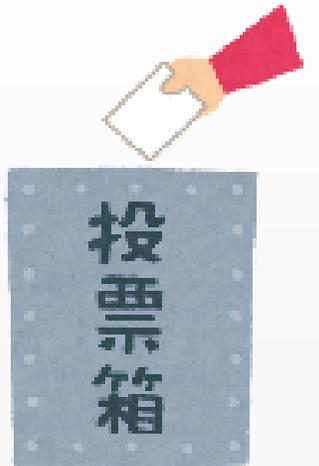


住民投票制度について

平成30年2月7日（水）午後6時～

住民投票制度とは…

- 住民投票は、市政に関する重要事項について、投票を通じ、住民が直接意思を示す制度です。
- 特に法令で定められていない施策は、法令に違反しない範囲内において、自治体の判断で条例を制定して住民投票を実施することができます。つまり投票資格者の条件などを自治体で自由に設定することが可能です。



住民投票制度の種類とは…

① 憲法に基づくもの

例：憲法第95条

② 法律に基づくもの

例：地方自治法・市町村の合併の特例に関する法律

③ 条例に基づくもの

例：「常設型」と「個別型」

①憲法②法律に基づくものの例

① 特定の地方公共団体のみに適応される特別法の制定に係る住民投票

② 議会の解散に係る住民投票（地方自治法第76条ほか）

議会議員または長の解職に係る住民投票

（地方自治法第80条ほか）

合併協議会設置の協議にかかる住民投票（市町村合併特例法）

など

③ 条例に基づくものの例

「常設型」と「個別型」とは

○ 常設型

- あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施するもの。

○ 個別型

- 住民からの直接請求または議員や長の提案により、その都度、議会の議決を経て実施するもの。

条例に基づく住民投票について

例 (全国初)	常設型	愛知県高浜市「高浜市住民投票条例」 (平成14年)
	個別型	高知県窪川町「窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例」 (昭和57年)
条例設置 自治体数	個別型（合併関係）417、個別型（合併以外）27 常設型 51、自治基本条例のみで規定等 110 計 605（平成22年10月時点総務省資料より）	

常設型条例の場合の住民投票実施まで

住民

投票資格者の1/〇以上の
連署による投票実施の請求

市長

自ら実施することが可能

議会

議員定数の1/〇以上の議員
による投票実施の請求

議会による審議

住民投票の実施

個別型条例の場合の住民投票実施まで

住民

投票資格者の1/50以上の連署による条例制定の直接請求
(地方自治法第74条)

市長

条例案の提出
(地方自治法第149条)

議会

議員定数の1/12以上の賛成による条例案の提出
(地方自治法第112条)

議会による条例案の審議

- ・住民投票を実施するか
- ・実施する場合の投票資格者の範囲など

可決

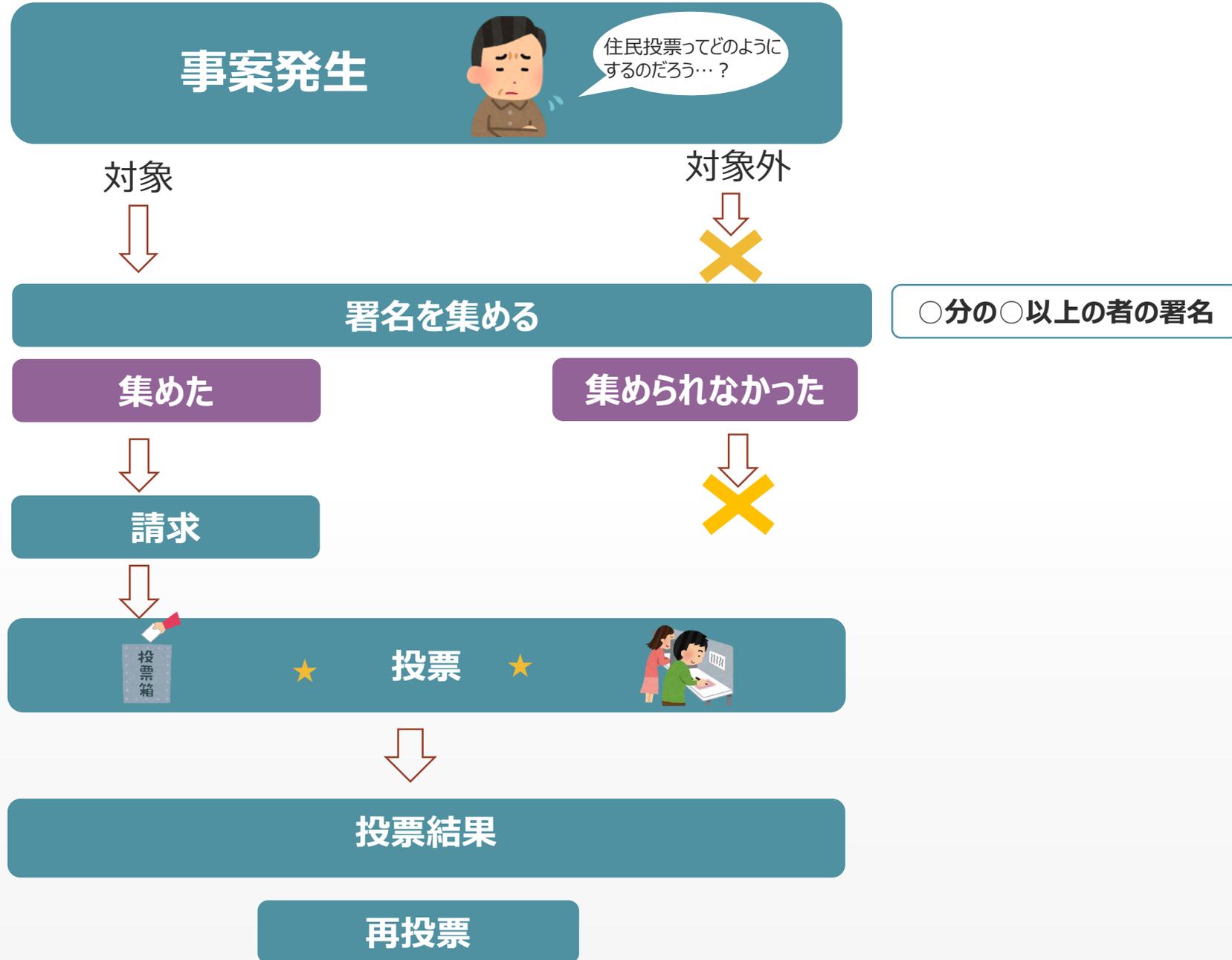
否決

住民投票条例の制定

住民投票の実施

住民投票実施しない

常設型の住民投票条例フローチャート



条例に基づく住民投票について

- ① いつでも住民投票をできるようにしておく？
- ② 住民投票ではかるのはどんなこと？
- ③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？
- ④ 誰が投票できるの？
- ⑤ 投票方法は？
- ⑥ 選挙と同じ日に実施する？
- ⑦ 投票率は低くても住民の意見になる？
- ⑧ 情報提供の方法は？
- ⑨ 住民投票運動にはルールをつくる？
- ⑩ 何度も住民投票できるの？

検討の流れ

第1回推進委員会…平成29年6月28日
★第2回推進委員会…平成30年2月7日

第1回 済	第2回 済	第3回 済	第4回 済	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
8月3日	9月20日	10月26日	12月18日	3月予定	4月予定	5月予定	6月予定	7月予定	9月予定
住民投票制度について個別論点(案)について	検討項目① 条例の形態(常設型・個別型) 検討項目② 住民投票の対象事項	検討項目③ 住民投票の請求権・発議権 検討項目④ 住民投票の投票権	検討項目⑤ 中間報告について 住民投票の形式	検討項目⑥ 住民投票の期日 検討項目⑦ 住民投票の成立要件	検討項目⑧ 情報の提供 検討項目⑨ 投票運動	検討項目⑩ 住民請求等の制限期間	検討項目① ～⑤ 再検討	検討項目⑥ ～⑩ 再検討	報告書 まとめ

①いつでも住民投票をできるようにしておく？

検討項目 1 条例の形態（常設型・個別型）

- ① 常設型とする。（常設型で検討を進める。ただ、検討の中で、再考する可能性もある。）
- ② 個別型とする。

検討部会の意見

- 個別型は必ず議会の議決が必要。市民の要求が直接住民投票に結びつくという点では、常設型が良いのではと思う。
- 今後のために、常設型の条例を持っていることに意味がある。
- 前期の委員会の趣旨では、常設型で検討と提案があった。
- まずは、常設型を念頭において、検討を進めていき、また常設型・個別型を検討するなど柔軟に検討をしていきたいと思う。

ちなみに…

① 条例の形態 他市状況

個別型（合併関係） 417

個別型（合併以外） 27

常設型 51

自治基本条例のみで規定等 110

計 605（平成22年10月時点総務省資料より）

② 住民投票ではかるのはどんなこと？

検討項目 2 条例の形態

- ① 対象を限定し、列挙する。
- ② 一定の事項を対象から除外する。（除外事項については再考）
- ③ 全ての事項を対象とする。
- ④ 上記以外

検討部会の意見

- 対象を限定する場合だと社会情勢の変化によっては対応が難しくなる場合もある。
- 市政に係る重要事項であっても、事案によって住民投票の対象事項から除外する記載の方がみんなにとって分かりやすい。
- ただ、対象外にする項目について、市の組織人事については対象外と思うが、市の財務に関しては住民投票で問いたいときもあるのではないかという意見もあり、2項目を除き、再考する。

ちなみに…

②対象事項 他市状況

全 5 2

対象事項	自治体数
対象を限定し、列挙する。	2
一定の事項を対象から除外する。	51
全ての事項を対象とする。	0

※「対象を限定し、列挙する。」方法をとっている1自治体（増毛町）については、対象外についても同時に規定しているため、合計に差が生じている。

③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

検討項目3 投票請求及び発議

○住民請求の署名数の要件をどうするか。（○分の○以上の署名数・議会の関与）

・投票資格者を有権者とし、阪南市の有権者を4.7万人とした場合

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① 1 / 3 以上 （約1.6万人） | ⑤ 1 / 8 以上 （約6千人） |
| ② 1 / 4 以上 （約1.2万人） | ⑥ 1 / 1 0 以上 （約5千人） |
| ③ 1 / 5 以上 （約9千人） | ⑦ 1 / 5 0 以上 （約900人） |
| <u>④ 1 / 6 以上 （約8千人）</u> | ⑧ その他 |

③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

検討部会の意見

【署名数の要件】

- こども館の問題の時の住民投票実施請求署名数が1万2000人、この選択肢でいうと②1/4以上（約1.2万人）になる。大規模な活動だったのにも関わらず、1万2000人ということは、②1/4以上（約1.2万人）は難しい。
- ①1/3以上、④1/6以上、⑦1/50以上の法令に基づく割合は、3ヶ月に1度公表している。①、④、⑦以外の法令に基づかない割合を定めると、そのために数を出す必要がある。④1/6以上（約8千人）だと手続きの簡略化、コストも押さえて、スピーディーに進めるので、それはとても大事なことだと思う。

ちなみに…

③ 投票請求及び発議 他市状況

○議会の議決を必要としない場合

全 5 2

署名数要件	自治体数
① 1 / 3 以上	1 1
② 1 / 4 以上	1 0
③ 1 / 5 以上	8
④ 1 / 6 以上	1 7
⑤ 1 / 8 以上	2
⑥ 1 / 1 0 以上	3
記載なし	1

ちなみに…

③ 投票請求及び発議 他市状況

○議会の議決を必要な場合

全52

署名数要件	自治体数
⑦ 1 / 5 0 以上	7
記載なし	4 5

③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

検討項目3 投票請求及び発議

○議会提案の要件をどうするか。(○分の○以上での提案)

【議会提案】

・議員定数を14人とする。

① 1 / 3 以上 (5人以上)

② 1 / 6 以上 (3人以上)

③ 1 / 1 2 以上 (2人以上)

④その他

【議会の議決】

① 1 / 2 以上

②その他

③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

検討部会の意見

【議会提案・議決】

- 少数意見も大事にし、議論の対象とするように、ある程度低い方が良いと思う。
- 阪南市の14人の中の③1/12以上というのは、少しハードルが低いような気もする。
- 議会の議決があるのであれば、提案のハードルは低くて良いと思う。
- 条例を制定する議案の提案は、③1/12以上なので妥当な数字ではある。
- 議決①1/2以上で良いと思う。

③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

検討項目3 投票請求及び発議

○市長発議の要件をどうするか。（議会の関与）

【市長の発議】再考

- ① 議会の承認等要
- ② 議会の承認等不要

③ どうすれば住民投票の請求や発議ができるの？

検討部会の意見

【市長発議】

- 議会への承認、協議を入れるメリットとしては、市長が独断で実施する可能性がある一方で、事前の協議はするが、議決はしない方が良いと思う。市民にも状況が分かりやすいし、実際住民投票するとなったときも、判断の材料をたくさんもらえそうな気がする。
- デメリットとしては、ある程度の議会の合意がないとできないとなると、市長の権利が侵害される要素がある。

④ 誰が投票できるの？

検討項目 4 住民投票の投票権

○公職選挙法に順じ選挙人名簿登録者（現在18歳以上・3カ月以上在住）に限るのか。

① 公職選挙法に準ずる。（現在18歳以上・3カ月以上在住）

② その他

○外国人を含めるのか。再考

① 外国人（永住外国人・定住外国人）を含める。

② 外国人（永住外国人・定住外国人）を含めない。（意見多数）

④ 誰が投票できるの？

検討部会の意見

【年齢等】

- 公職選挙法という法律があるので、そこに準ずるのが妥当だと思う。
- 16歳以上とした場合、住民投票を実施しなくても、名簿を作成するなどコスト面での問題が発生するのであれば、財政面を考えると、16歳以上に引き下げるのはいかがでしょうかと思う。

【外国人】

- 外国人を含めるか含めないかについても、公職選挙法と違くと別に名簿を作成する必要があるとのことなので、含めたい気持ちはあるけれど、財政面を考えると、悩ましい問題である。
- この時代で、外国人を含めないのはいかがでしょうかと思う。また、市で住んでいるのに、住民投票の投票資格がないのもどうかとも思う。

ちなみに…

④ 住民投票の投票権 他市状況

○常設型の住民投票条例自治体の外国人要件内訳

全 5 2

外国人要件	自治体数
永住外国人	1 9
定住外国人も含む	9
記載なし	2 4

※永住外国人とは、法務大臣が永住を認める者（10年以上継続して、日本に在留。）

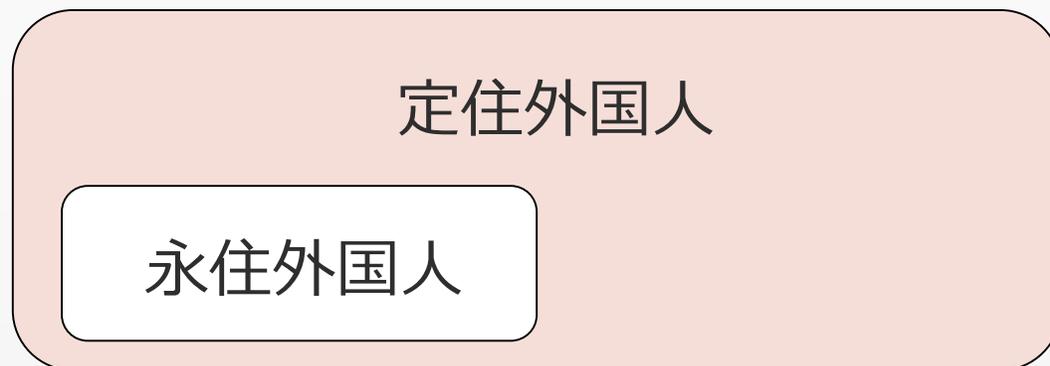
※定住外国人とは、法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者（3年以上継続して、日本に在留など要件あり。）

ちなみに…

④ 住民投票の投票権 参考

○永住外国人と定住外国人の違い

	永住外国人	定住外国人
在留期間	無期限	要件あり（3年～など）
資格取得後の更新	不要	必要
選挙権	なし	なし



⑤投票方法は？

検討項目5 住民投票の形式

○設問の選択肢の形式について、二者択一のみとするか。その他の方法も認めるのか。

再考

- ① 二者択一とする。
- ② 原則二者択一とし、事案により複数の選択肢とすることができる。
- ③ その他

⑤投票方法は？

検討部会の意見

【設問の選択肢の形式】

- 原則二者択一で、事案により複数選択肢の方が、様々な場合に対応できるのではないか。
- 二者択一に絞れるくらいまで議論をしてから住民投票をしなければいけないと思う。
- 住民投票は、二者択一のどちらかに決めて投票するものだと思うので、二者択一のみで良いのではないか。
- 今後の成立要件のところに関係してくると思う。その辺りを検討してから、再度検討をする。

⑤投票方法は？

検討部会の意見

【投票用紙欄について】

- 二者択一の場合は、賛成の欄に○、反対の欄に○をつける形式が、自分で賛成か反対かを書いたり、反対の場合、反対欄に×をつけるよりも間違いが起きにくく良い。

【設問・選択肢の設定者について】

- 住民が設問や選択肢を考えると、恣意的になる気がする。
- 住民が出したものを市長が修正するのはどうかと思う。
- システム構築をするというのも1つだと思う。

ちなみに…

⑤ 住民投票の形式 他市状況

全52

形式	自治体数
二者択一	44
原則二者択一 事案により複数選択肢	8
その他	なし